

## 神根運動場周辺整備支援業務委託に係るプロポーザル募集要項

### 1 目的

本業務は、「神根運動場周辺整備基本構想」及び令和4年3月に埼玉県が公表した「埼玉県屋内50m水泳場整備事業 基本計画」を踏まえ、北スポーツセンター、神根西公民館及び屋外運動場等の必要機能、配置、構成、概略事業費等を検討し、総合運動公園として具現化するため「神根運動場周辺整備基本計画」の策定支援業務、都市計画決定の変更手続に係る支援業務及び最適な事業手法を検討するために必要な調査・分析・資料作成等の業務を委託するもの。

この要領は、上記支援業務を行う事業者を選定するため、その実施方法等必要な事項を定める。

### 2 業務概要

- (1) 業務名 神根運動場周辺整備支援業務委託
- (2) 履行場所 川口市市長室政策審議室
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和5年3月31日まで
- (4) 業務内容 「神根運動場周辺整備支援業務委託仕様書」のとおり

### 3 実施形式

公募型プロポーザル形式

### 4 見積限度額

47,740,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 5 スケジュール

内容	期間・期日等
公募開始	令和4年 7月11日（月）
参加申込受付期間	令和4年 7月12日（火）から 令和4年 7月22日（金）午後5時まで
参加資格の確認結果通知	令和4年 7月13日（水）から 令和4年 7月25日（月）
質問受付期間	令和4年 7月12日（火）から 令和4年 7月20日（水）午後5時まで
質問回答期限日	令和4年 7月21日（木） ※随時、川口市政策審議室HPに掲載
プロポーザル提案書等の提出締切日	令和4年 8月 4日（木）午後5時まで
プレゼンテーション参加通知	令和4年 8月 5日（金）
プレゼンテーション	令和4年 8月10日（水）午後予定
選定結果の通知日	優先交渉権者が決定次第通知
契約締結	令和4年 8月中旬から下旬予定

## 6 参加資格

プロポーザルの参加資格を有する者（以下「参加者」という。）は、単独企業又は共同企業体とし、参加申込書の提出期限である令和4年7月22日現在において、以下の全ての要件を満たすものとする。なお、共同企業体を組織する場合には、代表者を定め、代表者が本プロポーザル手続き及び業務委託契約においてすべての責任を持つこと。

また、単独企業及び共同企業体のいずれにおいても、協力会社の使用を認める。

### (1) 単独企業に関する要件

- ア 令和3・4年度川口市入札参加資格者名簿に登録があること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4第1項（※）の規定に該当しないこと。
  - ※①当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
  - ②破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者
- ウ 川口市有資格業者に対する指名停止等の措置基準の規定による指名停止措置の期間中でないこと。
- エ 川口市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱の規定による指名除外措置の期間中でないこと。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがされていないこと。
- カ 会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- キ 同一の案件に参加しようとする者のうち、その者の代表者（見積り及び契約の締結権限を有する受任者を含む。）と同一人が代表者となっている者が含まれていない者であること。
- ク 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- ケ その他業務上必要な以下の条件を満たしていること。
  - ① 過去10年間に、6ヘクタール以上の都市公園に関する基本計画、基本設計等の同様・類似業務及び延床5,000平方メートル以上のスポーツ施設に関する設計業務の受託実績を有すること。
  - ② 都市計画決定（変更含む）に係る同様・類似業務の受託実績を有すること。
  - ③ 都市公園及びスポーツ施設における事業手法検討に係る同様・類似業務の受託実績を有すること。
  - ④ 技術士（建設部門、都市及び地方計画）の資格を有するものを配置できること。
  - ⑤ 技術士（建設部門、建設環境）又は登録ランドスケープアーキテクトの資格を有するものを配置できること。
  - ⑥ 一級建築士の資格を有するものを配置できること。

### (2) 共同企業体に関する要件

- ア 全ての構成員が、(1)アからクの要件を満たしていること。
- イ (1)ケの要件は、代表構成員又は構成員のうちいずれかが満たしていること。

ウ 自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。

エ 各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本プロポーザルに参加していないこと。

### (3) 共通要件

協力会社にあつては、他の参加者の協力会社として又は単独（共同企業体の構成員を含む）で本プロポーザルに参加していないこと。

## 7 参加申込手続

参加を希望し、参加資格を満たす者は次のとおり書類を提出すること。

### (1) 参加申込書

- ア 受付期間 令和4年7月12日（火）～令和4年7月22日（金）午後5時まで  
期間外の提出は受け付けない（郵送の場合は書留とし、22日必着とする）。
- イ 提出方法 持参又は郵送
- ウ 提出書類 単独企業：参加申込書（様式1-1） 1部  
共同企業体：参加申込書（様式1-2①及び②） 各1部  
共通：協力会社の名称等（様式1-3） 1部（協力会社を使用する場合）  
業務実績（様式2又は同様の内容記載の任意様式） 1部
- エ 提出先 〒332-8601 川口市青木2-1-1  
川口市役所 市長室 政策審議室
- オ 参加申込書 「本件責任者氏名、担当者氏名、連絡先」を記載の場合は押印を省略することができる。

### (2) 提案書

次のとおり提出すること。

- ア 受付期間 令和4年8月4日（木）午後5時まで  
期間外の提出は受け付けない（郵送の場合は書留とし、4日必着とする）。
- イ 提出方法 持参又は郵送
- ウ 提出書類 ①提案書頭紙 1部（様式3）  
②提案書 12部（様式4又は同様の内容記載の任意様式）  
③見積書 12部（任意様式）
- エ 提出場所 〒332-8601 川口市青木2-1-1  
川口市役所 市長室 政策審議室
- オ 提案書 ・①提案書頭紙（様式3）については、A4縦とする。  
②提案書（様式4及び任意様式）、③見積書（任意様式）については、A4もしくはA3で片面印刷、全てまとめてホチキス止めし、各ページの下部にページ番号を入れること。  
・提案内容は、様式4の記載事項について、10ページ程度にまとめること。
- カ 見積書 ・あて先は「川口市長 奥ノ木 信夫」とする。  
・合計及び積算内訳を記載すること。

- キ 注意事項 ・②提案書及び③見積書の作成にあたっては、提出者を特定できる内容の記述（具体的な会社名や記号等）は行わないこと。
- ク その他 ・「本件責任者氏名、担当者氏名、連絡先」を記載の場合は押印を省略することができる。

## 8 参加資格の確認通知

- (1) 通知期限 令和4年7月25日（月）までに、参加の可否を通知します。
- (2) 通知方法 参加申込書に記載されたメールアドレスへメールで通知

## 9 質問回答

質問がある場合は、次のとおり行うこと。

- (1) 質問方法 質問書（様式5）を担当課メールアドレスにメールで送信  
ただし、メール送信後確認の電話をすること。  
※電話又は口頭による質問は受け付けない
- (2) 送付先 川口市 市長室 政策審議室  
030.03000@city.kawaguchi.saitama.jp
- (3) 受付期間 令和4年7月12日（火）～令和4年7月20日（水）午後5時まで
- (4) 回答方法 令和4年7月21日（木）までに、川口市政策審議室のホームページに随時掲載する。なお、質問内容に質問者を特定できる記載がある場合には、回答しないものとする。

## 10 プレゼンテーション

業務提案の審査は、提出された書類の内容と、提出者によるプレゼンテーション及び質疑応答を踏まえ、審査会において行うものとし、その実施方法は以下のとおりとする。

- (1) 日時 令和4年8月10日（水）午後予定 詳細は別途通知
- (2) 場所 第一本庁舎6階 602・603会議室
- (3) 出席者 4名程度
- (4) 説明時間 10分以内とし、説明後の質疑応答は10分程度を見込む。
- (5) 説明資料 説明は、事前に提出した提案書に沿って行うものとし、改めて提案書を用意する必要はない。
- (6) その他
- ア プレゼンテーション及び質疑応答は非公開とする。
- イ 提案説明及び質疑応答については、音声を録音する。
- ウ 質疑応答においても、企業名等がわかるような表現をしないこと。

## 11 選定基準

別紙「神根運動場周辺整備支援業務委託に係るプロポーザル選定基準」のとおり

## 12 選定方法

- (1) 選定基準に基づき、提案書、プレゼンテーション等の選定により行う。
- (2) 評価の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。  
ただし、その者と合意に至らない場合は、評価点の高い順に交渉を行う。
- (3) 評価点の合計が同点の場合は、選定委員会の多数決により順位を決定し、同数の場合には委員長の決するところによる。
- (4) 次の事項のいずれかに該当する提案者は失格（選定対象からの除外）とするとともに、その参加申込書及び提案書を無効とする。
  - ア 提出期限を過ぎて提案書を提出した者
  - イ 提案書等に虚偽の内容が記載されている者
  - ウ 選定の公平性を害する行為があったと選定委員会が認めた者

## 13 選定結果の通知・公表

選定結果は、優先交渉権者が決定次第、次の事項を書面で通知するとともに、川口市ホームページに掲載する。

なお、優先交渉権者として特定されなかった場合、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができる。

- ・通知する者の得点
- ・優先交渉権者名と得点
- ・その他の参加者の名称のない得点一覧

## 14 提出された書類について

- (1) 提出された書類は、返却しない。
- (2) 提出された書類は、このプロポーザルに係る選定以外には使用しない。ただし、情報公開請求があった場合は、川口市情報公開条例に基づき、第三者に開示する場合がある。
- (3) 提出後の訂正、差替えは、川口市から指示があった場合を除き認めない。

## 15 契約条件

- (1) 優先交渉権者と、委託内容、仕様書、経費等について交渉を行ったうえで、再度見積書の提出を求め、契約を締結する。
- (2) 契約保証金は、川口市契約に関する規則第19条により契約金額の100分の10以上の納付となる。ただし、川口市契約に関する規則第20条に該当する場合は契約保証金を減免することができる。
- (3) 委託事業の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできない。ただし、市が適当と認める場合はこの限りではない。
- (4) 委託事業の実施に際して個人情報を取得したときは、川口市個人情報保護条例の規定に基づきこれを適切に取り扱うものとする。
- (5) その他契約に関する条項は、川口市契約に関する規則による。

## 16 その他

- (1) このプロポーザルにかかる費用は、すべて参加者の負担とする。やむを得ない理由によりこのプロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を川口市に請求することはできない。
- (2) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (3) 提案書の著作権は、その提案書を作成した者に帰属するものとするが、契約相手となった者の提案書については、事前に通知することにより川口市が無償で使用できるものとする。
- (4) 選定後又は契約締結後に、優先交渉権者の提案書における虚偽内容の記載又は選定の公平性を害する行為があったと判明した場合は、優先交渉権の取り消し又は契約を解除することがある。
- (5) 提案者が1者のみの場合であっても、評価を行うものとする。

## 17 問い合わせ先

川口市 市長室 政策審議室（担当：石井、長島）

〒332-8601 川口市青木2-1-1

電話：048-259-7674（直通） FAX：048-258-1119

メールアドレス：030.03000@city.kawaguchi.saitama.jp